企画競争説明書

業務名称: モザンビーク国ニアッサ州持続的給水システム及び

衛生促進プロジェクト

調達管理番号: 20a00995

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月24日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:モザンビーク国ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修 等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約につい ては消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せ ずに積算してください。

(4)契約履行期間(予定):2021年5月 ~ 2026年5月 以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結するこ とを想定しています。

第1期:2021年5月 ~ 2023年10月 第2期:2023年11月 ~ 2026年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの 上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記 (4) の各契約履行 期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきま しては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の16%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の16%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の8%を限度とする。

(6)部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画しますし。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

契約第一課 岩井 Iwai. Yuta@jica.go.jp

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

_

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム

5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2)日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反

が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ニアッサ州持続的給水システム推進プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(公示番号:170174)の受注者(株式会社アイシー・ネット)及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者 印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年3月5日 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者) 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
 - 注3)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2021年3月11日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

(1)提出期限:2021年3月26日 12時

(2)提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」) なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法(2020年10月26 日版)」を参照願います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4)提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e)その他(以下に記載の経費)

本邦研修または第三国研修に係る経費

現地再委託に係る経費

- ベースライン調査
- 給水施設・衛生施設の施工
- 自然条件調査(湧水・測量及び地盤調査)
- ・衛生啓発活動の実施
- ・エンドライン調査
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a)給水施設建設経費: 80,000千円
 - b) 衛生施設建設経費: 10,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 MZN 1 =1.399580 円
 - b) US\$ 1 = 103.735 円
 - c) EUR1 =126.399 円
- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目 及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に 当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ イドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサル タント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1)評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/地方給水事業管理 1
 - b) 啓発活動/衛生/マルチセクトラルアプローチ
 - c) 給水施設運転·維持管理
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約60M/M
- (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。 最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	O点

(3)契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年4月19日(月)</u>までに<u>プロポー</u> ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

* 4)、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-

propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。 7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連

情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する 法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳 細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願い ます。

(URL: https://www.iica.go.ip/announce/manual/quideline/consultant/corporate.html)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザルの報酬 プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交 渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情 報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務

実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

注)類似業務:地方給水事業管理・啓発活動・衛生・マルチセクトラルアプ

- ローチ・給水施設運転・維持管理
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/地方給水事業管理1(1号)
- ▶ 啓発活動/衛生/マルチセクトラルアプローチ(3号)
- ➢ 給水施設運転・維持管理(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/地方給水事業管理 1)】

- a) 類似業務経験の分野:地方給水に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び全途上国地域
- c)語学能力:英語(葡語もできれば尚可)
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 啓発活動/衛生/マルチセクトラルアプローチ】

- a)類似業務経験の分野:水・衛生分野の啓発活動に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:アフリカ及び全途上国地域
- c) 語学能力:英語(葡語もできれば尚可)

【業務従事者:担当分野 給水施設運転・維持管理】

- a)類似業務経験の分野:給水施設運転・維持管理に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:評価せず
- c)語学能力:<u>評価せず</u>

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求 めます。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能 性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

フロハーリル計画配点衣		
評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		0)
(1)類似業務の経験		3
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	1
2. 業務の実施方針等	(4	0)
(1)業務実施の基本方針の的確性	16	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3)要員計画等の妥当性	6	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5	0)
	(2	6)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/地方給水	(21)	(8)
<u>事業管理 1</u>	(21)	(0)
ア)類似業務の経験	8	3
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	4	1
エ)業務主任者等としての経験	4	2
オ)その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>	_	(8)
ア)類似業務の経験	_	3
イ)対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ)語学力	_	1
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等		1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ)業務管理体制	_	5
(2)業務従事者の経験・能力:啓発活動/衛生/マルチセクトラルアプローチ	(1	2)
ア)類似業務の経験		6
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	,	1
ウ)語学力	2	
エ)その他学位、資格等	3	
(3)業務従事者の経験・能力: 給水施設運転・維持管理	(1	2)
ア)類似業務の経験	•	3
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	
ウ)語学カ	-	-

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務 主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務 主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務 主任者以外に1名)の出席を認めます。

- 1. 実施時期:2021年4月2日(金) 14:00~16:00 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施場所: 当機構本部(麹町) 会議室
 - 注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施 とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出い ただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法:

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a)電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインター ネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続の トラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - 注)当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書(案)

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」又は「機構」という)が●●●(以下「受注者」又は「コンサルタント」という)との業務実施契約により実施する「モザンビーク国ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

モザンビーク共和国(以下「モザンビーク」)は、16年間続いた内戦が1992年に終 結して以降民主化に取り組み、内政面での安定を達成した。2001年から2010年にか けて年平均経済成長率8.1%の経済成長を遂げてきたが、内戦の影響で社会インフラ が荒廃し、長期的に戦闘の舞台となった北部地域では開発が遅れている。内戦終結後 からモザンビーク政府や援助機関による社会インフラ整備が行われているものの、依 然として社会インフラ分野はモザンビークにおける重点分野の一つとして挙げられ ている(政府5カ年計画、2015年~2019年)。モザンビーク政府は、水衛生セクター の具体的方策である「国家村落給水衛生プログラム(PRONASAR: 2010 年~2015 年)」を策定し、全国給水率の達成目標(2015年:70%)を掲げていたが、55%(2019 年)と目標値に及ばなかった(国家給水衛生局(Direcção Nacional de Abastecimento de Água e Saneamento, DNAAS)。また、全国の都市部における給水率78% (DNAAS、 2019) と比べて、地方部の給水率は45.7% (DNAAS、2019) と低い水準に留まって いる。上記国家プログラムの目標年は2015年であったが、モザンビーク政府と各国ド ナーはプログラムの見直しを行い、改訂版のPRONASAR(2019-2030)では期間を 2019 年から2030 年までとし、SDGs で掲げられている給水セクターの目標を達成 するため、2030年までに全国の地方住民に対して持続的かつ安全な給水・衛生サービ スへのアクセスを確実にすることと、中期的(2024年)には、地方住民の80%に安全 な水の供給及び75%に衛生施設へのアクセスを確保するといった2点を目標に掲げて いる。

日本はこれまで給水・衛生分野において、地方給水や衛生改善を目的としたプロジェクト等を展開しており、日本を含む開発パートナー及びモザンビーク政府の取組の結果、同国の給水・衛生環境は改善されてきた。しかし、対象地であるニアッサ州はナカラ回廊に位置し、開発による人口・水需要の増加が進んでいる一方で、増加する人口・水需要に対して管路系給水施設の整備は進んでおらず、地方都市の給水率は人口が増加するに従い低下傾向を示している。給水率の改善が遅れている背景には給水施設の維持管理不足、組織経営体制の脆弱さなど多岐に亘る課題が存在している。係る状況に対し、DNAASは「配水計画策定」、「給水・衛生施設の施工・監理」、「給水事業運営・維持管理」、「事業のモニタリング・評価」などの一連の給水・衛生事業に係る能力強化を図り、安定的かつ持続的な給水システムを構築することを目的とした技術協力プロジェクトを我が国に要請した。

以上の背景に基づき、JICAは、同プロジェクトの必要性、要請の妥当性を確認する

ために、2017年6月~7月及び2020年12月に詳細計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組みについてモザンビーク側と合意し、2021年2月17日に討議議事録(Record of Discussions, R/D)に署名した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ニアッサ州において、栄養改善に資する持続的な給水サービス及び衛生が公共事業・住宅・水資源省給水・衛生・インフラ局(AIAS)や州、市、郡政府の継続的な能力強化を通じて促進される。

(2) プロジェクト目標

対象地域において、栄養改善に資する給水サービス及び衛生がAIASや州、市、郡政府の組織的な能力強化を通じて改善される。

(3) 期待される成果

成果1: AIASやニアッサ州公共事業サービス局(SPI)、ニアッサ州公共事業局 (DPOP)、市・郡の給水システムに係る計画能力や実施体制が改善される。

成果2: マサングロ郡都²の給水システム建設を通じ、AIAS、SPI、DPOP、市役所、郡計画・インフラ整備課(SDPI)の施設設計や施工監理等の事業実施監理能力が強化される。

成果3: 給水施設オペレーターの給水システムの維持管理能力が向上する。

成果4: 給水システムの配水区域内において、水や給水施設の利用、衛生行動及 び衛生施設の整備が促進される。

成果5: プロジェクトの教訓やノウハウが州や全国レベルで関係者へ波及する。

(4)活動の概要

【成果1の活動】

- 1-1:給水システムの経営、運営及び運転・維持管理や水利用に係る社会状況についてのベースライン調査を実施する。
- 1-2:組織、個人に関するキャパシティアセスメントをAIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIに対して実施する。
- 1-3:給水システムの計画や組織のマネジメント体制、技術及び財務的な部分を含めた、モニタリングや経営運営、運転・維持管理に係るモデルを提案する。
- 1-4:活動1-3で提案されたモデルを関連機関と共有し、対象地域ごとに適正なモデルを選定する。
- 1-5:選定した給水システムモデルに基づき、関連組織に対して能力強化の方針や計画を策定する。
- 1-6:活動1-5の計画に従い、AIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIにおける給水システムの計画策定、運営維持管理、モニタリング、評価に係る能力強化を実施する。
- 1-7:給水及び衛生施設に係る情報をSINAS3に入力、アップデートを行う。
- 1-8:市、郡における給水及び衛生の監理を行う。

_

² ンガウマ郡の郡都

³ 国家水衛生情報システムの略称:Sistema de Informação Nacional de Água e Saneamento

【成果2の活動】

- 2-1: 湧水調査、測量及び地盤調査を実施する。
- 2-2.: AIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIと共に、施設設計や施工業者選定の入札 図書作成、施工監理指導業務を担うコンサルタントの契約を行う。
- 2-3:活動2-2のコンサルタントの監理指導を行う。
- 2-4: AIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIと共に、施工業者の契約を行う。
- 2-5: 給水システムの建設を行い、C/Pへ施設を移譲する。
- 2-6:建設の進捗及び結果を含むレポートの作成について、施工監理コンサルタントに対して監理指導や支援を行う。

【成果3に係る活動】

- 3-1: AIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIと共に、対象地域の給水オペレーターの選定/契約を行う。
- 3-2.: 水評議会(CRA)、SPIやDPOP、市役所、SDPIが協力し、各給水システムで地方水規制委員会(CORAL)の設立及びトレーニングを行う。
- 3-3:給水オペレーターの組織、個人に係るキャパシティアセスメントを実施し、能力強化の計画を策定する。
- 3-4:活動3-3に基づき、給水オペレーターに対する必要な支援と能力強化を行う。
- 3-5: CORALの活動の監理・モニタリングを行う。
- 3-6:各戸接続の新規契約締結支援を行う。
- 3-7: 給水システムの経営や運営運転・維持管理に係るガイドラインやマニュアル のレビュー又は作成を行う。

【成果4の活動】

- 4-1:対象地域の給水システム配水区域内において、衛生行動や衛生施設に係るベースライン調査を実施する。
- 4-2:活動4-1のベースライン調査に基づき、適正な給水施設利用や水料金の支払い、 衛生改善に係る啓発活動の方針や計画を策定する。
- 4-3:モデルとなる公共施設の衛生施設を建設する。
- 4-4:活動4-3の施工監理コンサルタントの監理・指導を行う。
- 4-5: AIAS、SPIやDPOP、市役所、SDPIと共に、啓発活動に係るコンサルタントの契約を行い、啓発活動を実施する。
- 4-6:世帯衛生施設の建設促進を行う。
- 4-7:活動4-5で契約した啓発活動に係るコンサルタントの監理指導を行う。
- 4-8: 管路系給水施設対象地域における衛生改善、栄養改善に係る啓発マニュアル を作成する。
- 4-9: ニアッサ州で実施予定の他セクター(保健・農業)栄養改善案件関係者へ州 GAS⁴の参加促進を行う。
- 4-10:新型コロナウイルス感染症防止に係る支援を行う。

【成果5の活動】

5-1: 全国及び州GAS等にて、プロジェクト活動の進捗や結果を関係者と共有する。

5-2:エンドライン調査を行い、結果の取りまとめを含め、給水システムの運営状況

⁴ 水・衛生グループ:Grupo de Agua e Saneamento, GAS

やC/Pの技術及び問題対処能力、水利用、利用者の行動変容についてベースライン調査との比較分析を行う。

5-3:対象地域以外へプロジェクト成果やプロジェクトで得られた教訓を共有する ために、国内の関係者を交えたミーティングやセミナーを開催する。

(5) 対象地域

以下に示すニアッサ州の5郡とする。

マンディンバ(Mandimba)郡、マヴァゴ(Mavago)郡、ムエンベ(Muembe)郡、マジュネ(Majune)郡、ンガウマ(Ngauma)郡

上記5郡のうちンガウマ郡マサングロの給水施設を本プロジェクトで建設し、残り4郡の給水施設を無償資金協力で建設する。

対象地域には州都リシンガから距離がある地域も含まれることも踏まえて、効果的かつ効率的にプロジェクト成果を定着させるための実施体制や活動方針・工夫等をプロポーザルにて提案すること。

(6)関係官庁・機関

公共事業・住宅・水資源省(MPOPHRH)、公共事業・住宅・水資源省国家給水衛生局(DNAAS)、公共事業・住宅・水資源省給水・衛生・インフラ局(AIAS)、ニアッサ州公共事業サービス局(SPI)、ニアッサ州公事業局(DPOP)、市役所、対象郡計画・インフラ整備課(SDPI)

(7) プロジェクト実施期間

2021年5月から2026年4月までの5年間とする。

第4条 業務の目的

締結済みのR/D (Record of Discussions) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年2月17日に締結したR/Dに基づき実施される「二アッサ州持続的 給水システム及び衛生促進プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成 するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」 に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであ る。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 事業の期分け

本業務については、以下2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- 第1期:2021年5月~2023年10月
- 第2期:2023年11月~2026年5月

各期の契約期間の終了時点において、次期以降の契約期間や業務内容の変更の有無等についてJICAと協議する。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による邦人専門家の渡航制限の影響に鑑み、コンサルタントとJICAとの協議に基づき契約期間を決定する。

(2) 技術協力としてのプロジェクトの進め方

本業務は技術協力プロジェクトとして実施する。そのため、すべての業務はコンサルタントが単独で実施し、成果を上げるのではなく、モザンビーク側の能力向上と持続発展性の確保に努めつつ、C/Pと共同で活動を実施することで成果を導出する。プロジェクト終了時には、プロジェクト目標の達成のみならず、C/Pの自助努力によりプロジェクト終了後に上位目標を達成できる体制・能力を有するに至っていることが期待される。

- 1) C/Pの積極的な関与促進のための配慮
 - (ア) 実施している活動がProject Design Matrix (PDM) 上どこに位置付けられ、成果やプロジェクト目標にどのように貢献するかを、C/Pと常に意識しつつ業務を進める。
 - (イ) C/Pと毎週の定期会議を行うなど、C/Pと専門家との間で緊密なコミュニケーションを図り、プロジェクトの成果や課題、進捗や今後のスケジュール等を常に共有する。

2) プロジェクトの柔軟性の確保

プロジェクトの枠組みはR/Dにより、先方政府との合意形成が行われているが、 プロジェクト開始後の調査や活動を通じて現地状況とPDMとの乖離が生じる場合は、適宜先方政府やJICAに報告・協議を行い、JCC等の機会を活用し必要な手続きを行った上で変更を行う。なお、PDM変更の際には、プロジェクト終了後も 実施機関により継続的な活動・モニタリングが実施されるように、具体的な活動を示すと共に、定常業務と整合し、関連性がある内容とするよう配慮する。

また、コンサルタントは定期的にプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を 把握し、それらの情報を先方政府やJICAと共有するものとし、プロジェクトの方 向性についてJICAに報告・相談を行う。JICAは、コンサルタントからの提言に対 して即時検討を行い、必要な対応・措置(先方との合意文書変更、契約の変更等) を講じることとする。

(3) モザンビークでの我が国の過去の支援との関係

モザンビークに対して、我が国では過去に無償資金協力や草の根・人間の安全保障無償資金協力⁵、技術協力プロジェクト等を実施してきており、それらのアセットを活用した本プロジェクトでの活動実施が求められる。技術協力プロジェクトはザンベジア州及びニアッサ州で実施され、給水施設の開発、持続的な利用から衛生啓発、国家プログラムへの成果の寄与等を通じてモザンビーク政府や国際援助機関から高い評価を得た。これまでわが国が実施してきた支援と本プロジェクトでは対象となる給水施設の形態は異なるものの、民間コンサルタントの活用や衛生啓発、能力開発といったコンポーネントは参考となるため、過去の案件の教訓や提言、アセット等を活用したプロジェクト展開を検討することが望ましい。現時点で考えられるアセットの活用方法についてプロポーザルで提案すること。

また、本プロジェクトの活動において給水施設の状況を定期的にモニタリングし、モザンビーク政府が管理する給水衛生情報システム(SINAS⁶)に反映することがモザンビーク側から求められている。したがって、本業務の活動1-7及び1-8において、SDPI

-

⁵ マヴァゴ郡都給水整備

⁶ Sistema de Informação Nacional de Agua e Saneamento(SINAS): DNAASがモザンビーク国内の給水施設管理 ツールとして運用しているシステム。詳細は第6条 実施方針及び留意事項(14)に記載。

が実施する管路系給水施設や衛生施設の情報のモニタリング・更新作業に加え、既往技術協力プロジェクト「モザンビーク国ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」(以下、PROSUAS)の成果を含む既存の給水施設のモニタリング結果についても情報が更新されているか確認し、必要に応じてC/Pに対し入力方法やモニタリング手法に対する助言や支援を行うものとする。

(4) 無償資金協力との相乗効果によるスケールアップ

2020年12月にE/Nを締結した無償資金協力「ニアッサ州における地方給水施設建設計画」(以下、無償プロジェクトという)では、本プロジェクト対象地域のうち、4郡(マジュネ郡、マヴァゴ郡、ムエンベ郡、マンディンバ郡)に管路系給水施設の施設建設を予定している。無償プロジェクトで実施する事業概要は以下の通り。

【施設建設】

管路系給水施設:3 郡(マヴァゴ、ムエンベ、マジュネ)、1 市(マンディンバ 市)、計4 サイト

ハンドポンプ付深井戸:4 郡(マヴァゴ、ムエンベ、マジュネ、マンディンバ)、 各25 基、合計100 基

資機材調達:配管材(マサングロ分)、給水キット(3郡1市分)、オフィス関連機器、モニタリング用機材

【ソフトコンポーネント】

管路系給水施設:州・郡関係者に対する施設の運営・維持管理に係るトレーニング、民間オペレーターの委託契約締結支援、各戸接続契約の締結支援 ハンドポンプ付深井戸:村落給水衛生委員会の組織化、メンテナンスグループの設立支援、ポンプ修理エのトレーニング、対象村落における衛生改善の促進等

本プロジェクトの成果2で建設を予定している、マサングロ郡都への管路系給水施設のうち、配管材については上述の無償プロジェクトにて資機材を調達する。

無償プロジェクトのソフトコンポーネント活動においては、無償プロジェクトで調達する各戸接続用の給水キット2,145式の各戸給水契約締結支援、AIAS、SPI、DPOP、SDPIによる給水を担う民間企業に対するモニタリング指導、給水施設運営維持管理研修等を予定している。ソフトコンポーネントで計画しているこれら支援は、施設が稼働するための最低限の支援であるため、不足する部分については本プロジェクトで支援できるような計画とすること。

C/Pや支援内容が本プロジェクトと重なるため、無償プロジェクトで建設する施設概要及びソフトコンポーネント内容を十分理解した上で、本プロジェクトにおいて C/P機関や給水施設の運営維持管理を担う民間企業による運営維持管理の支援内容やスケジュール調整等を行う配慮が求められる。コンサルタントは、無償プロジェクトと本プロジェクトの適切な棲み分けや、それぞれの進め方についてプロポーザルにて具体的に提案すること。

(5)全国及び州 GAS の活用

モザンビークでは、水・衛生のセクターの会合、GASが存在し、中央レベル、州レベルで活動をしている。GASでは、月に1度、給水・衛生分野で支援活動を展開している国際機関、NGO、州政府の水・衛生、環境、保健、教育局等、水衛生セクターの関係者が集合し、活動報告や、同一サイトでの活動の重複を避けるための協議等を行う等、情報交換を行っており、PROSUSASで再活性化させた。本プロジェクトには、SPI、DPOP、対象地域のSDPI、市の他、衛生啓発活動を行う対象としての学校や保

健所、及びこれらを所管する州及び郡の保健、教育担当者等、多くの関係者が存在するため、本プロジェクトにおいても、引き続き州や全国GASの稼働状況確認の上、州や全国GASの場を活用することが望ましい。

ニアッサ州では、国際NGOのWater Aidが長年にわたり村落給水・衛生分野で協力を行っている他、スイス開発協力庁(SDC)、アイルランドのIrish Aidが給水・衛生分野での援助協力活動を展開している。本プロジェクトは、それらの機関と積極的に情報共有を図ると共に、それぞれの機関の持つ知見・教訓を活用しながら、プロジェクトの質を高めていくことが求められる。他ドナーの関係者らもGASに積極的に巻き込んでいけるような働きかけを行うこと。具体的なGASの活用方法についてはプロポーザルで提案すること。

(6) 栄養改善に対するマルチセクトラルアプローチ

モザンビークは、2011 年に「Scaling Up Nutrition (SUN)」の枠組みに、また、2016年には第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)において「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下、IFNA)」の枠組みに参画し、マルチセクトラルアプローチによる栄養改善に取り組んでいる。

更に、農業・農村開発省の下に「食料・栄養安全保障技術事務局 (Technical Secretariat for Food and Nutrition Security: SETSAN)」が2006年に設立されている。 SETSANが主導する、栄養改善に関するマルチセクター技術部会(Technical Working Group for PAMRDC)も設立されており、PAMRDC の計画、実施の調整・促進を担っている。なお、SETSAN には栄養改善を分野横断的に推進するためのJICA専門家がJICA経済開発部により、2019年9月から派遣されている。

JICA人間開発部においても、「母子栄養サービス強化プロジェクト」を2021年2月に開始するスケジュールで準備を進めている。同プロジェクトと本プロジェクトでは、マジュネ(Majune)郡、ムエンベ(Muembe)郡がパイロットサイトとして重なる予定である。JICAによるマルチセクトラルアプローチによる栄養改善のモデルとなりうるため、これら2郡では上記母子栄養プロジェクトで活動が実施される予定の診療所に、本プロジェクトで建設予定のモデル衛生施設を建設するといった連携が望まれる。現状では、上述の点に加えて、全国GASにSETSAN長官やJICA専門家の参加促進を行い、全国レベルでの栄養改善の議論を行うことや、州レベルGASにおいても保健分野や、農業分野関係者の参加促進を行い、栄養改善の議論の場の構築がなされ、議論が活発化されることを想定している。

(7) 現地民間リソースの活用(給水施設施工、運営維持管理、衛生啓発活動)

モザンビーク政府は地方分権化や民営化を推し進める政策を打ち出しており、給水・衛生事業実施の際も、民間企業とのリース契約による給水施設維持管理や、現地の民間コンサルタントを活用したPEC⁷(住民参加型村落給水衛生開発)と呼ばれる住民参加型衛生啓発や調査等が行われるようになってきている。民間活用に関し、PROSUASで鑿井業者やPEC活動実施者等の民間企業の育成を実施しており、本プロジェクトの実施に際しても、これらのリソースの活用が可能と考えられる。他方、給水施設の建設に関しては、民間リソースの量・質ともに不十分であり、事業の持続性

22

⁷ PEC: Community Education and Participationの略称。給水施設建設前後の啓発活動、水衛生委員会の運営支援、衛生啓発活動等が含まれる、住民参加型村落給水衛生プログラム。PRONASARにおいて、民営化の方針の元、村落部における衛生啓発プログラム。PROSUSASにおいては、コンサルタント等が受注して実施することとなっている。

を確保するためには、現地民間コンサルタントや施工業者の技術レベルの向上を図り、 実績作りや実施環境を整えることが重要である。

そのため、まずはプロジェクト開始後に、現地(ニアッサ州及びその周辺の)民間企業のキャパシティアセスメントとして、管路系給水施設の施工/運営能力の把握、資本金や保有機材等の調査を実施し、施工や運営の質が担保できるか確認する。同アセスメント調査の項目や調査実施方法についてプロポーザルで提案すること。

施工能力や施設の運営管理等の実施能力が低く事業実施に懸念がある場合には、現地民間企業を育成しても持続性が確保されるとは限らないため、現地状況や調査結果を踏まえて、必要に応じて全国入札を行い、持続性が担保できる企業体の選定を検討すること。

更に、衛生活動の実施にあたっては、PROSUASで育成した現地リソースやその他の民間コンサルタントを積極的に活用することがPRONASARで規定されており、本プロジェクトでもその方針に従うものとする。ただし、PEC活動で実施される活動は、村落部と都市部で活動方法・範囲が異なることが想定されるため、プロジェクト開始後にモザンビーク政府が定める法規やプログラムを再度確認すると共に、他ドナーが実施している活動も参考にして、本プロジェクトにおける活動を検討すること。

(8) 本邦研修または第三国研修

本プロジェクト実施期間中に、必要に応じ、本邦研修または第三国研修の実施を予定する。本業務の開始後、研修内容及び受け入れ先の調整を行い、研修内容を確定する。なお、コンサルタントは、カウンターパート及びJICAと協議の上、研修対象者の人選、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整等を行うとともに、研修に同行する等を担う。また、研修で達成する成果に加えて、講義・視察内容、行程等の具体的な研修内容をまとめて、事前にJICAに提出する。現時点では、プロジェクト第1期中に1回、渡航日を含めて10日間程度、参加人数は、DNAAS、AIAS、ニアッサ州の関係機関から15名程度を想定している。第三国研修の実施場所は、地方給水事業の民間委託実績がある国など、本プロジェクトの効果発現の促進に資する国を提案すること。

プロポーザルでは、現時点で想定される内容を具体的に提案し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に基づき、実施費用 (講師謝金、教材作成、会場借用当に係る費用及び受入費用(渡航費、宿泊費、手当等にかかる費用)を別見積もりとして計上する。但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって実施時期等考慮する必要があるため、研修の計画段階からJICAと協議を行うこと。

(9) ベースライン調査

1) 実施方法・時期

ベースライン調査はプロジェクト開始後約1年以内に結果取りまとめまで行うことが望ましい。実施に際しては現地の風土や慣習を考慮し、調査実施に際して必要な手続きを事前に済ませること。また、調査はモザンビークやニアッサ州の文化的背景を考慮した手法・内容とすること。実施に際してはモザンビークのコンサルタントを活用するものとし、現地再委託にて実施することが望ましい。以下に調査項目の案を示す。ただし、先に実施した無償プロジェクトの社会条件調査結果に含まれるものについて、調査結果を活用し、簡易的レビューを実施することも可能とする。なお、これらの項目(調査手法含め)については、プロポーザルの中で提案すること。

・給水・衛生(特に管路給水)に係る関連組織の現状の業務、役割、責任範囲

- ・既存の各給水施設の運営管理体制(給水施設のモニタリング活動やレポーティングの能力2)
- ・ベースライン調査の調査結果の反映

能力強化の実施及び評価に関し、本プロジェクトは給水システムの設計からモニタリング管理まで包括した活動が展開されることから、関係機関ごとに研修内容が大きく異なる。したがって、ベースライン調査結果を基に、必要な能力強化分野の選定や研修対象者、研修実施者を検討する。

研修方法としては、0JT形式や後述する給水・衛生専門家育成センター(Centro de Formação Profissional de Água e Saneamento、以下、CFPAS)を活用した派遣型の研修実施が想定される。これらの研修に関して、受講生に資格等を付与することはプロジェクトで関与できる範囲を超えるため、可能な範囲で受講証明等を発行する等にて対応することが望ましい。また、関連機関にかかる能力評価は、定性的な指標と定量的指標による評価を行うものとし、これらの指標はベースライン調査前に先方政府と協議の上決定し、ベースラインにて必要な情報を収集するものとする。

(10) 持続性を考慮した事業実施体制の構築と能力開発

1) 管路系給水施設の運営・維持管理事業に係る既存ガイドラインレビュー

ベースライン調査結果を基に、モザンビーク国内で既に実施されている管路系給水施設の運営・維持管理事業に係る既存ガイドラインやマニュアル等についても、レビューや一部モデルの活用等を検討し、プロジェクト対象地域への適用の検討を行う。なお、既存のガイドライン等が本プロジェクトに適応できない可能性もあることから、プロジェクト開始後の早い段階でガイドライン等の作成やレビューに関する方針を先方政府と協議し、合意形成を図ることが望まれる。

2) 各組織に応じた能力強化検討

R/Dに記載されている実施体制を基に、ベースライン調査結果から各機関の体制、役割、責任分担等を再整理し、各組織に対して実施すべき能力強化プログラムの内容を検討する。特に、水道事業運営は技術的な能力の他に、経営等に係る管理能力強化も重要となることから両側面から支援を検討すること。なお、水道事業運営に関しては、モザンビーク政府の方針に沿って、民間オペレーターとAIASのリース契約を基本とした給水施設維持管理モデルを採用し、プロジェクト活動を展開するものとする。民間企業活用に際し、企業の応札を促すために必要な工夫(スケールメリット等)や対応、措置をプロポーザルにて提案すること。

民間企業の管理は契約者であるAIASが基本的に担うものの、ニアッサ州に支署がないことから、SPI、DPOP、市役所、SDPIが民間企業のモニタリングを行うことになる。モニタリングにおいては、民間企業から提出されるレポートの分析や対応を持続的に実施できることが重要となる。したがって、民間企業の管理に必要な指針や手順をガイドラインやマニュアルとして取りまとめ、持続性が担保できるよう配慮する。その際、C/Pを巻き込んで取りまとめることに努め、プロジェクト終了後にも必要に応じC/P自身が改訂できるように工夫する。

3) マニュアル作成時の留意点

本プロジェクトで予定している各種マニュアル作成にあたっては、他郡の関係者やWater Aid、SDC等他ドナーからのコメントを取り付けた上で適宜反映させるこ

ととする。また、上記のような情報共有・広報に留まらず、本プロジェクトの成果のニアッサ州内における制度化に向けた働きかけをC/Pと共に行うこと。

(11)マサングロ郡都の給水施設設計・建設

1) 湧水・測量・地盤調査の留意事項

成果2のマサングロ郡都の給水施設の建設においては、湧水を活用した給水施設 建設を想定している。湧水調査、測量、地盤調査を実施し、設計に係るデータを収 集すること。湧水調査は1年間継続して水量・水質のモニタリングを行うことを想 定している。地盤調査では、配水池の設計に資するため支持層の確認を行うものと する。これらの自然条件調査に関しては現地再委託を認める。

マサングロ郡都では、PROSUSAS対象地域外であり、水理質状況の資料が PROSUASにて作成されていないため、必要な情報をDNAASやSPI及びDPOPから 入手する。これらの施工に係る費用は別見積りとして提出すること。

2) 施設設計

ローカルコンサルタントを活用して給水施設の設計を行うものとし、日本人専門家はそれらの図面や水理計算等の確認を行うと共に、必要に応じて助言・指導等を行うものとする。なお、各活動において、適切なC/Pを巻き込みOJT形式でカウンターパートの施設設計監理や事業管理の能力強化が行えるような仕掛けを行うこと。本支援内容、手法等を具体的に検討の上、プロポーザルにて提案すること。

3) 施設建設

モザンビークには、地方給水プロジェクト実施マニュアル(Manual de Implementação de Projectos de Abastecimento de Água Rural: MIPAR)、建設基準、及び設計条件等に係る法規制度が存在する。したがって、本プロジェクト開始後、DNAASやAIASをはじめ関係機関と協議のうえ、遵守すべき基準について再確認するものとする。また、配水管網は配水区を設ける形とし、将来的な拡張に備えることや、各戸給水の増加、漏水等の修繕に対処しやすいデザインとすること。建設した施設については、適正な機関へ所有権利を譲渡するものとし、プロジェクト開始後にC/Pと譲渡する機関を協議し、合意すること。

工事前・工事中・竣工後の各段階にわたって、C/Pの負担事項等を詳細に確認・決定して進めること。特に計画段階で、負担範囲をC/PとJICA間で文書で合意しておく必要があるため、コンサルタントはJICAと協議の上、Minutes of Meetings (M/M)案の作成及びC/Pに対する説明を行う。具体的には、①設計の確認、②竣工検査・瑕疵検査等における立会い、③土地・工事用地の確保(住民移転・補償を含む)、④開発・工事許認可等の取得、⑤環境社会配慮に係る許認可、⑥周辺インフラ整備(必要電力の引き込み、フェンス設置等)、⑦工事関係者に対する治安確保、治安情報の提供、⑧完工後の施設等の登記、⑨完工後の施設の運営維持管理及び予算確保、⑩JICA及び関係者に対する免責(瑕疵担保含む)、⑪免税等の特権・免除、等に関する合意が必要である。工事にあたっては、ODA建設工事安全管理ガイダンス⁸に則って工事を行うこと。

なお、給水原単位は基本的に以下示すモザンビークの基準に準拠することを想定 しているが、プロジェクト開始後に先方実施機関と協議し、最終決定するものとす る。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance ja.pdf

1 家庭用

• 公共水栓: 30 次/人/日

各戸接続(ヤードタップ): 50 以/人/日

- ・人口 2000 人以下の地域且つ家屋内・ビル内に配管を接続した場合: 80 以/人 /日
- ・人口 2000 人以上の地域且つ家屋内・ビル内に配管を接続した場合: 125 以 / 人/日

備考: 上記原単位には公共施設への給水は含まれない。

② 公共施設への給水

各公共施設の詳細が不明な場合、下記水量を参考とする。

- 医療機関: 300~400 ポ/ベッド/日

・ホテル等宿泊施設: 70 kg/バス無し部屋; 230 kg/バス付部屋

• 事務所: 15 以 人/日

・レストラン: 20~45 ぱ/1 食当たり/日

③ 工業用水

施設建設対象地の状況に応じて、個別に対応のための検討。

(12) 水利用・衛生啓発活動

対象郡すべての管路系給水施設の利用者に対し、本プロジェクトでは従量制を採用する予定である。多くの住民にとっては新しい制度であるため、丁寧な住民説明を行う必要がある。これらの広報活動に関しては、基本的にC/Pが実施するものとするが、コンサルタントが必要なサポートを行うこととし、ガイドラインやラジオ等の広報誌、ポスターなどを活用し、住民が常日頃から意識できるものとすることが望ましい。また、料金設定についても、適正な料金設定が行われるようにC/Pを含めた活動にてサポートを行うものとする。

住民啓発の活動に関してはベースライン調査結果を基にどのようなツールで行うことが有効か分析すると共にC/Pとも協議の上で実施することとする。無償プロジェクトやマサングロ郡都での管路系給水施設建設中から啓発活動を継続的に実施し、住民の水利用・衛生に関する理解を深めておくことが重要である。長期的な給水施設の利用が促されるような活動・計画についてプロポーザルにて提案することとし、方針やリスク、対策を明記する。

(13) 実施機関の管路給水に係る能力強化

実施機関の管路系給水に係る能力強化研修実施にあたっては、首都マプトにある給水・衛生専門家育成センター(CFPAS)等の専門機関を活用することが可能である。CFPASは、SDCの支援によりカーボデルガード州で4箇所の管路系給水施設が整備された際に、ハード面(電気系統、水中ポンプ、機器設備全般)の研修実施の実績を持つ。CFPAS自体もオランダのVitens Evides international社から研修を受けており、水道事業全般に係る能力強化が図られている。したがって、CFPAS等の外部リソースを活用し、運営や給水施設に係る研修を実施も検討可能である。詳細は、CFPASのホームページ(http://www.cfpas.co.mz/)を参照のこと。能力研修について、現状で想定される内容、時期、期間、対象者等をプロポーザルにて提案すること。

(14) 給水施設のモニタリング

1) モニタリングデータの運用

SINASは、DNAASがモザンビーク国内の給水施設管理ツールとして運用しているシステムである。データフォーマットには施設稼働の有無、位置データ、人口等のデータがあり、SDPIによるモニタリング結果を基に更新するシステムになっている。しかし、SINASにはモニタリング時に稼働していなかった施設の原因や必要な対処等の記載欄はなく、別途、モニタリングの結果を上位機関へ報告する義務がある。したがって、SDPIが州政府に対して、四半期に一度のレポートが提出できることが制度上必須となることから、本プロジェクトの活動にて、SPI、DPOP、SDPIへの更新作業に係る指導を実施することとしている。また、管路給水については新たな情報の追加と給水オペレーターが報告するレポート(問題、対応案等含む)に対して、市・郡及び州職員の対応する能力も強化する必要があり、活動実施の際には留意が必要である。

なお、管路給水については既存のレポーティングのフォーマットがあれば、基本的に既存の様式を採用し、必要に応じて改訂をC/Pへ提案し改良するものとする。同作業は、政府機関の通常業務への負荷が大きくならないよう配慮するとともに、民間オペレーター、政府機関の役割を明確にし、必要な報告、それへの対応が持続的に展開する制度構築が重要である。モニタリング方法や結果等の管理に関しては、プロポーザルにて具体的な体制やプロセスを提案すること。

2) モニタリング対象地域及び施設

PROSUASで実施した村落部におけるハンドポンプ付深井戸の活動についてもSDPIが活動する内容について確認を行うとともに、問題がある箇所については対処方法等をSPI、DPOPやSDPIと協議し、適宜助言等を行うものとする。活動1-8に関しては、基本的にSDPIが管理する地方給水施設を対象としモニタリングの監理を行うものとする。実際の現場でのモニタリング作業についてはSDPI職員やSPI、DPOP職員が実施するものとして、日本人専門家はそれらのモニタリング活動の実施促進や報告作業等に必要な支援を行うものとする。基本的には前回の技プロであるPROSUASの活動結果、成果を基に必要な支援内容、手法等を検討し、プロポーザルにて提案すること。

(15) プロジェクト実施工程・雨期の考慮

本プロジェクトは、道路が舗装されていない地域を対象に含んでおり、道路状況によっては物資の流通やアクセスが限定的となることがある。特にモザンビークでは11月~3月にかけて雨期となり、アクセス状況が悪化することから、業務の実施工程を検討する際には留意が必要である。また、雨期は住民(政府関係者含め)の農繁期とも重なり、自身が所有する遠隔地の畑での作業が多く、本プロジェクトの活動や対応の遅れが懸念される。したがって、これらの時期に行う活動については、予め遅延リスクを低減する工夫をするか、織り込んだ計画とすることが望ましい。

(16) 新型コロナウイルス感染症対策支援活動

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後のモザンビーク国における流行状況によって、必要に応じて感染防止のための支援を本プロジェクト内で行う。先方政府との協議において、地方部における安全な水アクセス確保のため、PROSUASにて建設した給水・衛生施設改修の要請があったため、現時点での活動はこれら施設の改修を想定している。プロポーザルでは、施設改修に係る方針や提案があれば記載すること。改修に係る費用についてはプロジェクト開始後に確定次第、JICAとの協議を経て契約変更等での対応を検討する。また、現地活動中は関係者の手洗いを励行するなど、感染予防策を徹底する。

(17) モニタリング調査

JICAは、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、モニタリング調査団を複数回派遣することを予定している。派遣時期はコンサルタントとJICAの協議により決定する。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(18) 広報・啓発活動

本プロジェクトの意義・活動内容とその成果が我が国の国民及びモザンビーク国民に正しく理解されるよう、モザンビーク側関係機関とともに効果的な広報に努めることとする。特に、JICAのWEBサイトにある「ODA見える化サイト」、「技術協力ホームページ」、後述する「プロジェクトブリーフノート」等、本プロジェクトの紹介資料に関しては、JICAからの指示に基づき作成に協力すること。

プロジェクトのウェブサイト開設やリーフレット配布、メディア向け広報、パイロット活動見学会等の広報活動が想定されるが、プロポーザルでは、現時点で考えられる広報・啓発活動について具体的に提案すること。

(19) 国際会議における発信

本プロジェクト実施中に、アフリカ開発会議(TICAD)、ストックホルム世界水週間、国際水協会(IWA)世界会議、世界水フォーラム等の国際会議の開催が想定される。これらの機会において、プロジェクトの取り組み・成果を発信することを検討する。詳細については、具体的な内容が固まった際に契約変更等により対応する。

(20)持続可能な開発目標(SDGs)を意識したプロジェクト運営

PDMにおける指標の設定及びそのモニタリングにあたっては、SDGs (特にターゲット6.1及び6.2) に対するプロジェクトの貢献度を示すことを意識する。これを踏まえて、他機関との協議資料や対外的な広報資料にはSDGsとプロジェクトの関係を記載する。プロポーザルでは、本プロジェクトがどのようにSDGsに貢献できるかを具体的に提案すること。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

【第1期契約期間:2021年5月~2023年10月】

プロジェクト指標となる基準値の設定を行うためにベースライン調査を実施し、必要な情報やデータを収集・分析の上、より効果的な実施体制や方法を検討し、JCCでの協議等を経て、PDM等へ反映する。コンサルタントは定量指標だけでなく定性指標にも留意し、行動変容等の仕掛けをどのように行うかの検討も行うこと。各C/Pの現在のキャパシティや課題を正しく把握した上で、本プロジェクトで実施する計画に反映させ、それぞれの成果・活動内容に応じた実施体制を整える。施設運営維持管理体制について、関係機関の運営維持管理能力強化の基礎となる体制作りを行う。更に、給水施設の運営維持管理を担う民間企業の確保は、無償プロジェクトで建設する施設運営を担う重要なアクターであるため、第1期では、これら民間企業が確保できるように配慮する。

更に、第1期では同時期に展開される無償プロジェクトの給水施設建設に合わせ、マサングロ郡都への管路系給水施設を行う。無償プロジェクト準備調査の結果、マサングロ郡都では水源として地下水の水量が不十分であることが確認されたため、町の北側に位置する山の湧水を活用して管路系給水施設を本プロジェクトにて建設する。そのため、第1期の早い段階で、湧水の水質・水量等の調査を入念に行い、施設設計に反映させること。また、衛生施設(トイレ・手洗い施設)の建設も第1期に行う。無償プロジェクトでの施設建設のスケジュールに合わせ、第1期の期間中に施設建設が完工し先方への引き渡しできるよう、雨期・乾期を考慮に入れた計画を策定すること。これら施設設計のための業務は再委託に含めることする。

(1) 成果1に係る活動

1) ベースライン調査の実施(活動1-1)

無償プロジェクト協力準備調査で行った社会条件調査結果を活用の上、各地域の給水システムの経営状況や運営及び運転維持管理の状況確認についてベースライン調査を行い、プロジェクト指標を設定し、JCCを通じて、C/Pとも合意し、PDMを改訂する。

2) AIAS, SPI, DPOP, 市役所、郡SDPIのキャパシティアセスメントを行い、各組織や地域の状況に応じた給水施設運営維持管理計画の策定及び実施(活動1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6)

各行政関係組織のキャパシティアセスメントをプロジェクト開始の早い段階で行い、その結果をもとに、各C/P機関に応じた研修方針や、計画策定を行い、実施する。ここで想定するプログラムは、水道事業体としての能力強化であり、具体的には水質管理、財務管理、予算管理、料金徴収、顧客管理/対応、民間オペレーターのモニタリング等である。なお、成果3で民間オペレーターの能力強化を行うことを想定しているが、成果1ではそれらオペレーターの能力強化をC/Pが主体的に実施できるようになることを目標としたTraining of Trainers (ToT)による行政側能力強化を想定する。

3)各給水・衛生施設の監理とSINASのアップデート(活動1-7, 1-8)

本プロジェクトでは、基本的には管路系給水施設の運営維持管理に係る能力強化を想定するが、PROSUASではハンドポンプ式深井戸建設も行い、維持管理や各施設の稼働状況モニタリングの支援を行った。SINASへの情報アップデートは全国給水率把握や今後の政策に活かされる非常に重要なデータ収集であるため、プロジェクト期間を通じてハンドポンプ式深井戸含め給水・衛生施設モニタリングの支援を継続する。

(2)成果2に係る活動

- 1) 湧水調査、測量及び地盤調査の実施(活動2-1) 無償プロジェクトの準備調査の中でも一部湧水の水質調査を実施している ことから、準備調査報告書記載のデータも適宜活用しつつ、改めてプロジェクト開始後に調査を行う。
- 2) マサングロ郡都への管路系給水施設建設を通じたC/Pの案件管理能力の向上 (活動2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6)

マサングロ郡都の管路系給水施設建設の一連のプロセスに関し、C/Pがコンサルタントと共に従事することにより、ローカルコンサルタントの選定、入札図書作成、施工監理指導業務、施工業者との契約等の実務を自立的に行えるようになり、今後の給水施設維持管理の実務へ役立てる。成果2については一連

のプロセスをC/Pが体系的に学ぶことが重要であり、C/Pの積極的な関与が可能となるよう工夫すること。

(3)成果3に係る活動

1) 民間オペレーターの選定、キャパシティアセスメントを反映した研修計画 の策定(活動3-1, 3-3, 3-4)

無償プロジェクトで建設される4郡の給水施設や、成果2でマサングロ郡都に建設する給水施設の維持管理を行う民間オペレーターの選定をC/Pと行う。まず施設建設の目処がついた時点で、民間オペレーター選定のための入札説明会をC/Pと実施し、施設建設のスケジュール目処が立った時点で早めに民間オペレーターとMoUを締結することで、同オペレーターが無償プロジェクトの建設行程を見学できるようにする。それにより民間オペレーターの能力強化を施設建設前から実施でき、民間オペレーターの施設構造への理解促進がなされるよう工夫する。また、確保した民間オペレーターのキャパシティアセスメントを行い、研修計画に反映させ、実施する。

2) CORALの設立及びCORAL組織運営の実施(活動3-2、3-5)

管路系給水施設の各サイト(無償プロジェクト建設分及びマサングロ郡都)には、CORALと呼ばれる地方水規制委員会をSDPIが設立するのをコンサルタントが支援する。CORALは給水施設毎に地元住民で構成される委員会で、給水時間、水質、顧客対応等に関する民間オペレーターの活動状況のモニタリング等を行い、サービスが低下している際にはAIASへ報告を行う。CORALのメンバーは3名で郡SDPIによって選出される。また、設立後に、CORALが各サイトで活動を実施できるよう、SDPIと共に研修等を行い、CORALの運営をサポートする。

3) 施設運営維持管理能力の向上(活動3-4)

マサングロ郡都の施設以外の4郡の管路系給水施設は無償プロジェクトで建設される予定であり、完工は2023年6月を予定している。完工後、初期運転指導は無償のソフトコンポーネント活動の中で実施を予定しているが、初期運転指導は民間オペレーターも参加させた上で、実地でノウハウを学ばせることが重要である。

4) 各戸接続の新規締結支援(活動3-6)

AIAS及び郡SDPIに対する各戸接続契約締結支援としては、無償プロジェクトのソフトコンポーネント活動での実施を想定している。ただし、ソフトコンポーネント活動においては、無償プロジェクトで施工予定の950キット分の各戸接続の支援を優先して行うことから、本プロジェクトでは無償プロジェクトで機材調達する残り1,195キット分の接続促進や、それ以外に民間オペレーターが顧客を増やしていくための計画策定支援を行う。

(4) 成果4に係る活動

1) 衛生行動(栄養改善の視点を含む)や衛生施設に係るベースライン調査の実施(活動4-1)

無償プロジェクト協力準備調査で行った社会条件調査結果を活用の上、各郡の衛生行動(栄養改善含む)や衛生施設に係る社会状況についてベースライン調査を行い、プロジェクト指標を設定し、JCCを通じて、C/Pとも合意し、PDMを改訂する。特に栄養改善の指標については入念に検討を行うこと。

2) 衛生施設の適切な利用促進や水利用料金の啓発方針や計画策定を行う(活

動4-2)

対象5郡においてはいずれも既存の管路系給水施設があるが、各戸接続されている世帯は全体4%程度であり、管路系給水施設の利用は限定的である。無償プロジェクトの社会条件調査において、料金支払いの意思は調査済みで、多くの住民に支払い意思があることは確認できているが、特に水道料金については理解が得られ、支払い促進につながる啓発が行えるよう配慮するプログラムとすること。

- 3) モデルとなる衛生施設の建設を行う(活動4-3, 4-4, 4-9)
 - 対象5郡にモデルとなる衛生施設の建設を行う。施設建設の設計や施工監理にあたってはローカルコンサルタントに再委託することを想定しているが、コンサルタントは監理・指導の場に適宜C/Pを同行させるなど巻き込み、OJT形式でノウハウを伝達できるような仕組みにすることが重要である。また、施設建設の場所の選定にあたっては、州GASにて決定する際、意思決定の場に、保健や農業といった栄養関連セクターからも関係者の参加を促進し、人間開発部で実施する他プロジェクトが行われている病院・診療所等を衛生施設建設の場として選定するなど工夫することが望ましい。
- 4) 管路系給水施設区域対象の衛生啓発プログラムパッケージ化と衛生啓発の 実施(活動4-6, 4-7, 4-8, 4-9)

PROSUASにおいては、主にPECコンサルタントを活用した衛生啓発マニュアルの策定等を行った。今般は、主に管路系給水施設の配水区域内で、管路系給水施設向けの衛生啓発のプログラム化を想定するため、啓発活動の内容には、各戸接続促進、水利用料金の支払い促進、また安全な水の利用と水因性疾患の予防、栄養改善の相関性理解促進支援を想定する。本活動においても、ローカルコンサルタントの活用を想定しているが、各活動には衛生担当のC/Pを巻き込み、コンサルタント監理能力強化を活動の中で行う。また衛生施設の建設促進も行うが、本プロジェクトで想定する都市部の世帯では大部分が衛生施設を既に所有していることから、排水方法の指導などを念頭に置く。啓発の実践にあたっては、ニアッサ州の文化的背景や宗教事情なども十分考慮の上、現地に受け入れられる方法を実施すること。

5) 新型コロナウイルス感染拡大防止活動(活動4-10)

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防には手洗いが有効だとされており、本プロジェクトにおいても、プロジェクト関係者の手洗い啓発・実践を推進するとともに、衛生啓発プログラムの中にも積極的に盛り込むこととする。JICA地球環境部が実施しているJICA「健康と命のための手洗い運動」において共有されているツールを積極的に活用するとともに、他プロジェクトでの取り組み事例などを参考にして、本プロジェクトに最適な方法で実施する。また、手洗いには水が必要とされているため、村落部での安全な水アクセス状況の改善や手洗いの励行を目的として、PROSUASで建設した給水・衛生施設の改修を行うことも想定している。

(5) 成果5に係る活動

1)全国及び州GASの再活性化とプロジェクト活動の共有(活動5-1,5-3) PROSUASが終了して約3年が経過し、全国及び州GASの活動が停滞している可能性もあるため、プロジェクト開始直後から、毎月全国及び州GASの開催状況を確認し、プロジェクトからも参加する。また必要に応じ、栄養関連の関係者を招待する等工夫する。なお、第1期の終了のタイミングで、プロ ジェクトの成果について全国GASまたは別セミナー等開催し、発表することを想定する。

【第2期契約期間:2023年11月~2026年5月】

第2期では、第1期の活動によってAIAS、SPI、DPOP、市役所、SDPIに蓄積された管路系給水施設維持管理・衛生改善の技術・ノウハウを定着させた上で、カウンターパートが主体的に他郡や全国へと移転することを支援する。なお、成果2のマサングロ郡都の建設プロセスの一連の活動は第1期で終了するが、施設瑕疵検査は完工1年後に実施するため、第2期で行うこととする。

(1)成果1に係る活動

1) AIAS, SPI, DPOP, 市役所、SDPIへの給水システムの計画、モニタリング、 評価の能力強化の実施(活動1-6)

第1期で策定した計画に基づき、関係機関に対して研修等の能力強化について、第2期を通じて実施する。なお、研修を実施する中で得られた教訓や課題は随時成果5にて他郡や全国ヘプロジェクト成果を展開する項目に反映させること。

2) 各給水・衛生施設の監理とSINASのアップデート(活動1-7, 1-8) 第1期に続き、SINASへの情報アップデートはプロジェクト期間を通じ行う こととし、レベル1も含め給水・衛生施設モニタリングの支援を継続する。

(2) 成果3に係る活動

1) 民間オペレーターの継続的な能力強化(活動3-4、3-5)

第1期で策定した民間オペレーターの能力強化の研修を実施し、民間オペレーターの施設運転維持管理や経営を含めた組織マネジメント能力の強化を継続する。本活動は必要に応じ、対象郡以外のオペレーターも参加可能とし、ニアッサ州全体の民間オペレーターの能力強化が可能となるよう工夫すること。

2) 各戸接続の新規契約締結支援(活動3-6)

民間オペレーターが持続的に安定した給水を継続するためには、各戸接続の顧客を確保していくことが肝要である。そのため、プロジェクトの後半では本活動に重点を置き、各世帯への戸別訪問等を行い、積極的に新規各戸接続の顧客が獲得できるよう支援する。民間オペレーターが独自で調達する各戸接続キット(分岐サドル、水栓、給水管等)の質は、無償プロジェクトで調達するものと同等の質が担保できるよう民間オペレーターへの指導を行うことや、実際の接続工事を行う民間オペレーターが自前で抱える技術者の技術力の確保も重要である。

(3)成果4に係る活動

1) 管路系給水施設区域対象の衛生啓発プログラムパッケージ化と衛生啓発の 実施(活動4-5, 4-6, 4-7, 4-8)

第1期で実施した衛生啓発の実践をふまえ、第2期でも衛生啓発実践を継続する。第1期で課題が明確になった場合は、関係者との協議を踏まえ、プログラム内容は随時見直しを図り、内容の改善を取り入れていくこと。衛生啓発のノウハウや教訓を取り入れた、啓発マニュアルに取りまとめる。

(4)成果5に係る活動

1) エンドライン調査の実施(活動5-2)

表し、全国レベルで波及させるようにする。

ベースライン調査で得られた指標について、エンドライン調査を行うことで、 C/Pの問題対応能力、水利用状況、行動変容について分析し、プロジェクト成 果を取りまとめ、結果についてはJCCにて合意する。

2) プロジェクト成果の他郡、全国への波及(活動5-1、5-2、5-3) 全国及び州GASを効果的に活用しつつ、定期的な進捗報告を行う。またプロジェクト終了前には、モザンビーク国内の関係者を交えたミーティングやセミナーを開催し、プロジェクトで得られた教訓をカウンターパートが主体的に発

【全契約期間を通じての業務】

(1) ワーク・プランの作成及び合意

1) 第1期

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえて、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成する。また、これらを基に、ワーク・プラン(第1期)(案)を作成する。同プラン(案)を基に関係機関と協議し、プロジェクトの全体像について合意する。

2) 第2期

前期までの活動結果を踏まえて、当期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン(案)を作成し、関係機関と協議し、当期の活動内容をワーク・プランとして合意する

(2) 合同モニタリング・JCCの実施

実施機関と共同で、6ケ月毎に本プロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリングの結果は、モニタリングシート(和文・葡文)にまとめた上でJICAモザンビーク事務所に提出する。同時期に、第4章 6.(2)の配布資料である「リスク管理・チェックリスト」(和文)も更新し、JICA本部とJICAモザンビーク事務所に提出する。

モニタリングシートには、プロジェクト開始時点と比べた成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやすく表現するとともに、プロジェクトの実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告するものとする。また、JCCは最低でも年に一度開催し、上記モニタリング結果の確認を行うと同時に、今後の活動計画や予算確保状況の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

(3) モニタリング調査・終了時評価実施

JICAは、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、モニタリング調査団を複数回派遣することを予定している。また、プロジェクト終了6か月前頃には終了時評価を実施予定である。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(4) 広報

コンサルタントは以下への情報発信の広報活動を含めつつ、効果的な広報手法 をプロポーザルで提案すること。

1) 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をモザンビーク国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICAモザンビーク事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向けの説明などを行う。また、本プロジェクトの実施機関に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

モザンビーク水セクターに関係する他援助機関・NGO、他都市の水道事業体等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うように、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。

3) 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICAプロジェクトブリーフノートの作成・配布、JICA等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICAとの合意の下で実行する。

特に、プロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記事を 定期的に寄稿し、国内広報に役立てること。寄稿に際して難解な専門用語は避け、 平易な表現にするなど工夫をし、水分野になじみのない読者にとも分かるように 留意すること。プロジェクトホームページへの記事の寄稿は、少なくとも年に4 ~5回の頻度で行うこと。

4) JICAプロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最後に、それまでの活動の進捗状況をもとにJICAプロジェクトブリーフノートを作成し、JICAに提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成に当たっては、JICAへの説明及び内容に関する協議を踏まえること。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「第8条.報告書等」を参照のこと。

5) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じ)を撮影し、成果品として提出する(各期45枚程度を想定)。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

第8条 報告書等

(1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各期の終了時に提出する業務進捗報告書及び、プロジェクト業務完了報告書は、それぞれの期間に作成した技術協力等成果品を添付するものとする。

次項に示す部数は、JICAに提出する部数であり、先方実施機関等の協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、以下に記載された報告書等は指定された部数の他、電子データでもGIGAPOD等を通じてJICAに提出すること。

	レポート名	提出時期	部数
	業務計画書(第1期)	契約締結後10営業日以	和文:3部
	(共通仕様書の規定に基づく)	内	
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から3ヵ月以内	和文:3部
			葡文:3部
	モニタリングシートVer. 1	業務開始から約6ヶ月	和文:1部
			葡文:1部
	JICAプロジェクトブリーフノ	笠4 牧業 教問 払から 振われ	CD-R(和文·英
	ート(第1期その1)	第1期業務開始から概ね1 左後	文・葡文):1
		年後	部
	モニタリングシートVer. 2	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
			葡文:1部
	モニタリングシートVer. 3	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
第			葡文:1部
1	モニタリングシートVer. 4	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
期			葡文:1部
	モニタリングシートVer. 5	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
			葡文:1部
	JICAプロジェクトブリーフノ	 第1期契約終了時	CD-R(和文·葡
	ート(第1期その2)及びパワ	- 第 - 朔天初終 1時 * ドラフトを1か月前に	文・英文):1
	ーポイント資料	提出し、JICAからのコメ	部
		ントを踏まえて最終化し	※PDF、word、
		たもの。	パワーポイン
		72 0000	ト資料
	業務進捗報告書(第1期)	第1期契約業務完了時	和文:3部
	※写真集含む		葡文:3部
			CD-R(和文·葡
			文): 3部
	業務計画書(第2期)	契約締結後10営業日以内	和文:3部
	(共通仕様書の規定に基づく)		
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から3ヶ月以内	和文:3部
			葡文:3部
	モニタリングシートVer.6	業務開始約6ヶ月後	和文:1部
			葡文:1部
	モニタリングシートVer.7	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部

			葡文:1部
l	プロジェクトブリーフノート	第2期業務開始から概ね	CD-R(和文·英
第	(第2期その1)	1年後	文・葡文):1
2			部
期	モニタリングシートVer.8	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
			葡文:1部
	モニタリングシートVer.9	前Ver.提出から約6ヶ月	和文:1部
			葡文:1部
	プロジェクトブリーフノート	第2期契約終了時	CD-R(和文·葡
	(最終) 及びパワーポイント資	*ドラフトを1か月前に	文・英文):1
	料(第2期 その2)	提出し、JICAからのコメ	部
		ントを踏まえて最終化し	※PDF、word、
		たもの。	パワーポイン
			ト資料
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時	和文:5部
	※写真集含む		葡文:15部
			CD-R (和文):
			3部
			CD-R (葡文):
			3部

業務(事業)完了報告書については製本することとし、その他の報告書等については簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

a)業務計画書

- ①業務の実施方針
 - (ア) 業務実施の基本方針
 - (イ) 業務実施の方法
 - (ウ) 業務フローチャート
 - (工) 作業工程計画
 - (才) 要員計画
 - (カ) その他(再委託業務の仕様、機材輸入、輸送計画、その他必要事項)
- ②コンサルタントの業務実施体制
- ③全体見積り金額と当該年度契約金額

b) ワーク・プラン

- (ア) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- (イ) プロジェクト実施の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施方法
- (エ) プロジェクト実施体制(JCC の体制を含む)
- (オ) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- (カ) 業務フローチャート

- (キ) 詳細活動計画(Work Breakdown Structure: WBS 等の活用)
- (ク) 要員計画
- (ケ) 先方実施機関便宜供与事項
- (コ) その他必要事項
- c) モニタリングシート

モニタリングシートは、JICA指定の様式に基づき作成すること。

- d) 業務進捗報告書/事業完了報告書
 - ①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - ②活動内容(PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述)
 - ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - ④プロジェクト目標の達成度(5項目評価に基づくプロジェクトの自己レビュー、 合同モニタリング評価結果の概要等)
 - ⑤上位目標の達成に向けた提言
 - ⑥次期活動計画
 - ⑦添付資料
 - (ア) PDM (最新版、変遷経緯)
 - (イ)業務フローチャート
 - (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
 - (エ) 専門家派遣実績(要員計画) (最新版)
 - (オ) 研修員受入れ実績
 - (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
 - (キ) 合同調整委員会議事録等
 - (ク) その他活動実績
- ※⑥は進捗報告書のみ、④、⑤は完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品

以下の技術協力成果品を提出する。提出にあたっては、業務進捗報告書及び事業完 了報告書に添付して提出する。

- (ア) ベースライン調査結果
- (イ) エンドライン調査結果
- (ウ) キャパシティアセスメント報告書
- (エ) 管路系給水システム経営・運営維持管理に係るガイドラインやマニュアル
- (オ) プロジェクト期間中に実施したセミナー又は技術研修の開催記録
- (カ) 管路系給水施設向け衛生啓発・栄養改善マニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。以下、月報で想定される内容を示す。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2)活動に関する写真

- 3) Work Breakdown Structure (WBS)9
- 4) 業務フローチャート

(4) JICAプロジェクトブリーフノート

コンサルタントは、本業務に関する活動を対象としてJICAプロジェクトブリーフノートを各期終了時にそれぞれ作成する。JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途JICAが提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

- 1) JICAプロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト
 - (ア) プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、 達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
 - (イ) 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロード できるようにする。
 - (ウ) プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、 ①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③ア プローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とす る。
 - (エ) プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、 プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
 - (オ) 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の 状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工 夫をする。
 - (カ) カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
 - (キ)日本語、英語で作成する。

2)分量

乙) 刀鱼

(ア) 和文·英文共にA4版8~10ページ程度を目安とする。

(イ) 作成に要するM/Mは、各期それぞれ0.5M/M程度を見込む。

⁹ WBSについては、下記URLを参考にして作成すること。 https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC and JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200712 aid 13a.pdf

第4章 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの契約期間に分けて業務を実施する(全体期間:60ヶ月)。

第 1 期契約期間: 2021年 5月 ~ 2023年10月 第 2 期契約期間: 2023年 11月 ~ 2026年5月

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容変更の有無などについて機構と協議し、契約交渉を経て契約締結することとする。なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量目途と業務従事者の構成(案)

本案件で想定している業務量の目途は以下に示す通りである。

第1期: 66M/M 第2期: 55M/M 全 体 : 121M/M

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- (ア)業務主任者/地方給水事業管理1(1号)
- (イ) 啓発活動/衛生/マルチセクトラルアプローチ(3号)
- (ウ) 地方給水事業管理2
- (工) 人材育成/組織能力強化/研修計画
- (才)給水施設運転·維持管理(3号)
- (力) 水源開発 (湧水)
- (キ)施設設計/施工監理(給水)
- (ク) 施設設計/施工監理/調達(衛生施設)
- (ケ) モニタリング/ICT
- 3. 対象国の便宜供与

JICAが2021年2月17日にモザンビーク国政府と締結したR/Dに基づく。

4. 現地再委託

本プロジェクトでは、以下の項目について当該業務で経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者に再委託の上、実施することを想定している。

なお、入札についてはモザンビーク関係者側と適切な再委託先が選定されるように協議・調整し、ニアッサ州〜全国から業者を募ることとする。

- ベースライン調査
- 給水施設・衛生施設の施工
- 自然条件調査(湧水・測量及び地盤調査)
- ・衛生啓発活動の実施
- ・エンドライン調査

5. 資機材調達

(1) コンサルンタントが調達する機材

本業務では以下給水施設運転維持管理に必要な機材の調達をコンサルタントに委託することを想定している。活動に必要な機材の品目・金額・数量等にかかる JICA側の現時点での想定は次頁の表の通りであるが、詳細な仕様及び数量は調達 する前にJICAと協議の上、決定する。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規程を遵守し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年度6月版)」に従って資機材を調達すること。

(2) JICAが調達する機材

本プロジェクトの事業用物品としてJICAモザンビーク事務所がピックアップトラック2台及び、ミニバン車両1台を新規調達する予定。運転手傭上や燃料等の経費はプロジェクトより支出するため、本見積もりに計上すること。一方、上記車両以外にレンタカーが必要な場合は本見積もりに計上すること。

6. 関連資料

(1) 閲覧資料

本業務に係る閲覧資料(JICA図書館ウェブサイト(http://libopac.jica.go.jp/)で入手可能) は以下の通り。

1) モザンビーク国ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクトプロジェクト完了報告書(2017年2月)

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618 521 12300984.html

2) モザンビーク国ニアッサ州における地方給水施設建設計画準備調査報告書(先行公開版) (2020年11月)

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618 521 12365052.html

(2)配布資料

本業務に係る配布資料は以下の通り。配布資料はGIGAPODを通じて配布するため、 希望する場合はJICA地球環境部水資源第二チーム(<u>gegwt@jica.go.jp</u>)に資料配布を 希望する旨を連絡すること。

- 1) モザンビーク国 持続的給水システム推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2017年7月) 収集資料一式
- 2)署名済R/D
- 3)要請書
- 4) リスク管理チェックリスト
- 5) 改訂版PRONASAR (2019-2030)

7. 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守すること。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については JICA 事務所などで十分な情報収集を行うと共に、現地業務での安全確保のために関連機関

に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。また、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況や移動手段などについて同事務所からの承認を得ることとする。また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

8. 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

9. 供与機材

本プロジェクトでは、プロジェクト実施のために必要な以下の機材についてモザンビーク側への供与を想定している。コンサルタントは、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年度6月版)」に基づき、本業務実施契約にて調達を行う。

供与機材を本邦調達もしくは現地調達とするかは、プロジェクト開始後の調査結果を基に、水道事業体の保有機材やモザンビークで調達可能な機材の品質、価格帯等を 考慮し、JICA及び先方政府と協議を行った上で決定する。

機材名	数量	備考
コピー機(複合機)	1台	A3、カラー、スキャナー
バイク	5台	125cc、オフロード(Honda) (1台×5郡)
管路系給水施設維持管理用工 具セット	5式	工具セット、パイプレンチ等
GPS (マサングロ郡用)	1台	Portable
ノートパソコン	7台	MS-Office + Antivirus3年
発電機 (プロジェクト事務所用)	1台	約6kVA、220V、単相
プロジェクター	1台	プロジェクター、3,800lm
UPS(プロジェクト事務所)	2台	750VA 230V
電エドラム(プロジェクト事務 所)	2台	単相 200V リール付き 30m
pH計	5台	飲料水測定用 ポータブルタイプ
電気伝導率計(EC計)	5台	飲料水測定用 ポータブルタイプ
残留塩素計	5台	飲料水測定用 ポータブルタイプ
試験紙 大腸菌	5箱	現場試験用(100枚/箱)
試験紙 一般細菌	5箱	現場試験用(100枚/箱)

10. その他留意事項

(1)複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。